

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年3月1日から平成35年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

木曽郡木曽町福島2757番地1

木曽合同庁舎（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

木曽郡木曽町福島2757番地1

木曽地方事務所地域政策課

電話 0264（25）2211

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kisochi/kisochi-seisaku/n Yusatsu/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月25日（火）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

正 誤

平成26年3月20日付け長野県条例第18号「長野県都市公園条例の一部を改正する条例」中

ページ 行（箇所）

33 表中

誤	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	円 15,000	円 21,000	円 26,000	円 36,000	円 47,000	円 62,000	円 4,600
			上記以外に利用する場合	第2体育館	7,300	10,000	12,000	17,300	22,000	29,300	2,200
	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	63,000	84,000	105,000	147,000	189,000	252,000	19,000
			上記以外に利用する場合	第2体育館	31,000	41,000	51,000	72,000	92,000	123,000	9,100

正	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	円 15,000	円 21,000	円 26,000	円 36,000	円 47,000	円 62,000	円 4,600
			上記以外に利用する場合	第2体育館	7,300	10,000	12,000	17,300	22,000	29,300	2,200
	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	63,000	84,000	105,000	147,000	189,000	252,000	19,000
			上記以外に利用する場合	第2体育館	31,000	41,000	51,000	72,000	92,000	123,000	9,100
	全部を利用しないで利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	4,200	5,200	6,400	9,400	11,600	15,800	1,200
			上記以外に利用する場合	第2体育館	2,100	2,600	3,100	4,700	5,700	7,800	600
	全部を利用しないで利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	15,000	21,000	26,000	36,000	47,000	62,000	4,500
			上記以外に利用する場合	第2体育館	7,300	10,000	12,000	17,300	22,000	29,300	2,200

都市・まちづくり課